

# 令和6年度 海老名市一般廃棄物処理実施計画

## 1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年海老名市条例第8号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する単年度ごとの実施計画を次のとおり定める。

## 2 対象

### (1) 対象地区

海老名市全域

### (2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 人 口 140,170人（令和5年10月1日推計）

(4) 世 帯 61,911世帯（令和5年10月1日推計）

## 3 ごみ処理実施計画

### (1) 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

単位：トン

一般廃棄物の種類		令和5年度 (速報値)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
家庭系	可燃ごみ	16,671	16,793	16,555
	不燃ごみ	353	540	531
	資源	9,379	10,672	10,846
	粗大ごみ	648	692	684
小 計		27,051	28,697	28,616
事業系	可燃ごみ	8,352	6,591	6,109
合 計		35,403	35,288	34,725

(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する計画

①家庭系ごみ排出抑制

分別収集品目の拡大の検討	燃やせるごみとして収集している品目から資源化可能な品目について、資源化の可否等を検討していく。
生ごみ減量化の啓発	生ごみ等の水切りや生ごみ処理機を市民に対して啓発していく。
ペットボトル水平リサイクルの推進	収集するペットボトルの品質向上のため、ペットボトルの分別や排出方法について啓発をしていく。
出前講座等ごみ減量化啓発事業の促進	「ごみの分別」や「生ごみ処理機」等のテーマを設定し、市内団体等を対象に出前講座等の啓発事業を実施する。
一部有料化及び戸別収集の実施	市民の分別の意識が高まることにより、ごみの減量化が図られる。
剪定枝の資源化	剪定枝を資源化することにより、燃やせるごみの減量が図られる。

②事業系ごみ排出抑制

多量排出事業所への指導	前年度において毎月1トン以上又は年12トン以上の事業系一般廃棄物を排出した多量排出事業所に対して、減量化計画書に基づき、ごみ減量化の啓発指導を行う。
不適正排出事業所への指導拡充	不適正排出事業所への個別指導等を行う。
講習会の強化や学習会等の開催	廃棄物処理関係法令等に対する知識を収集運搬業者に深めてもらうため、一般廃棄物処理業許可更新時に講習会を収集運搬業者に実施する。
事業系ごみ適正処理パンフレットの配布	収集運搬業者及び排出事業者への事業系ごみ減量化及び適正排出の啓発のため、事業系ごみ適正処理パンフレットを配布し、意識啓発を行います。
市内事業者に対する家庭用生ごみ処理機の貸与	市内事業者が生ごみ処理機を一定期間無償貸与し、減量効果を体験してもらうことで、生ごみ処理機の普及を図ります。

(3) 収集・運搬計画

①-2 家庭系ごみ

区分	排出容器	収集回数	実施主体	収集場所
燃やせるごみ・生ごみ	指定収集袋 (オレンジ色)	週2回	直営・委託	戸別
紙おむつ・落ち葉・雑草	透明・半透明の袋	週2回	直営・委託	戸別
燃やせないごみ	指定収集袋 (水色)	週1回	委託	ごみ集積所
粗大ごみ	-	申込制・持込		戸別 ※持込みあり
資源	紙類 (段ボール、新聞と折込チラシ、飲料用紙パック、本・雑誌類、ミックスペーパー)	透明・半透明の袋	週1回	ごみ集積所
	布類			
	缶類			
	びん類			
	蛍光管、電球、乾電池			
	ペットボトル			
	容器包装プラスチック			
	その他プラスチック			
使用済み食用油	ペットボトル			
剪定枝	ひもで束ねる	申込制	委託	戸別

② 事業系ごみ

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(条例第4条第1項)

自ら処理できない場合は、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託するか、条例の規定に従い高座クリーンセンターへ搬入する。

③ 所有者不明の犬・ねこ等の死体

区分	実施主体	処理方法
所有者不明の犬・ねこ等の死体	委託	焼却

④海老名市が収集・運搬しないごみ

区分	品目
処理が困難なもの	パソコン、業務用ファクシミリ、自動車、オートバイ（原付を含む。）、タイヤ・ホイールその他自動車部品、農業用機械、農業用ビニール、耐火ボード、石膏ボード、断熱材、建築廃材、がれき類（モルタル、コンクリート、ブロック、レンガ、タイルなど）、石（砂利、墓石、漬物石、庭石など）、セメント、瓦、土、砂、発電機、給湯器、ボイラー、ソーラーシステム、物置（外床1.5坪を超えるもの）、木彫りの置物・碁盤・将棋盤（厚み10cm以上）、草刈り機・芝刈り機・チェーンソー（それぞれエンジン付きのもの）、オイルヒーター、浴槽、愛玩動物の死骸、便器、神棚、仏壇、位牌、耐火金庫、ピアノ、ボウリングの球、スプリング入りマットレス、ウォーターベッド、うす、ウッドデッキ、カーポート、刀・日本刀、切り株（直径10cm以上）、七輪、シニアカー、洗面台、流し台、その他1辺の長さが3m以上のもの
危険性のあるもの	消火器、ガスボンベ、石油類（ガソリン、灯油、エンジンオイル、機械油）、注射器、医療系廃棄物
有害性のあるもの	バッテリー（自動車・車椅子用含む）、塗料、農薬、殺虫剤、その他家庭用ではない薬品
特定家庭用機器	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、有機ELテレビ）、冷蔵庫、冷凍庫

⑤一般廃棄物収集運搬業者  
別表1のとおり

(4) 中間処理計画

①家庭系ごみ

区分		実施主体	処理方法	
燃やせるごみ・生ごみ		一部事務組合 (高座清掃施設組合)	焼却	
燃やせないごみ			市(委託)	資源化
粗大ごみ				
資源	蛍光管、電球、乾電池			
	紙類(段ボール、新聞と折込チラシ、飲料用紙パック、本・雑誌類、ミックスペーパー)			
	布類			
	缶類			
	びん類			
	ペットボトル			
	容器包装プラスチック			
	その他プラスチック			
	使用済み食用油			
剪定枝				

②事業系ごみ

区分	実施主体	処理方法
事業系一般廃棄物	一部事務組合 (高座清掃施設組合)	焼却
事業系一般廃棄物(資源物)	他市町村処理施設	資源化

③所有者不明の犬・ねこ等の死体

区分	実施主体	処理方法
所有者不明の犬・ねこ等の死体	委託	焼却

④処理施設

ア 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
高座クリーンセンター	海老名市本郷1番地の1	122.5t <sub>〇</sub> /24時間×2炉	ストーカ炉・灰資源化方式

イ 破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
高座クリーンセンター	海老名市本郷1番地の1	14t <sub>〇</sub> /5時間(1日5時間)	破碎方式

ウー2 資源化関連施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
海老名市資源化センター	海老名市大谷南五丁目7-27	びん類4.9t <sub>日</sub> /5時間 缶 類3.7t <sub>日</sub> /5時間 ペットボトル類3.0t <sub>日</sub> /5時間 容器包装プラスチック類7.0t <sub>日</sub> /5時間 不燃物7.0t <sub>日</sub> /5時間	資源分別方式 (25.6t <sub>日</sub> /日)

エ 一般廃棄物処分業者の処理施設

施設名	所在地	処理能力
(株)タズミ	綾瀬市吉岡709 (本社) 海老名市上郷4-2-8 (海老名工場)	固形燃料化 機械選別施設：72t <sub>日</sub> /16時間 (1基) 破碎施設：72t <sub>日</sub> /24時間 (1基) 成形施設：72t <sub>日</sub> /24時間 (2基)

(5) 最終処分計画

区分	実施主体	処理方法
焼却残渣 (焼却灰)	委託	薬剤処理後、 全量外部委託 で溶融・焼成 処理
不燃残渣	委託	資源回収した 後、焼却処理

4 生活排水処理実施計画

(1) 発生量及び処理量の見込み

単位：kℓ

区 分	令和5年度 (速報値)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
し尿	415	450	405
浄化槽汚泥	2,959	2,573	2,376
合 計	3,374	3,023	2,781

(2) 収集・運搬計画

区 分	実施主体	収集方法
し 尿	直営	戸別
浄化槽汚泥	許可	
生活雑排水	直営	

(3) 中間処理計画

施設名	区 分	処理能力	処理方法
高座 クリーンセンター	生し尿・浄化 槽汚泥	48kℓ/日 (し尿10kℓ、 浄化槽汚泥38kℓ)	し尿：固液分離・希釈後下 水道放流 汚泥：脱水後ごみ焼却施設 へ搬出

(4) 最終処分計画

区分	実施主体	処理方法
処理残渣	委託	資源化・埋立て